

業 務 の 名 称	災害時に応急復旧可能な汚水処理技術実証研究
業 務 概 要	<p>本委託研究は、過疎地域の人口減少時や災害時に移設可能な水処理技術について、実規模施設を運搬、組立、運転立上、維持管理することにより、運転の安定性やコスト構造等について実証するものである。</p> <p>具体的には、災害発生により処理施設の機能が停止した場合に、運搬、組立、解体、運転立上、維持管理が容易な革新的な水処理技術について、過年度に設置した実証施設を用いて実証研究を行うとともに、過疎地域の人口減少時にも活用可能な技術として検討するものである。</p>
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 木村 嘉富 茨城県つくば市旭1番地
契 約 年 月 日	令和4年5月24日
契 約 業 者 名	(株)エステム・帝人フロンティア(株)・積水アクアシステム(株)・(株)日新技術コンサルタント・田原市共同研究体
契 約 業 者 の 住 所	愛知県名古屋市中区弥次工町2丁目19番地の1
契 約 金 額 (税 込 み)	¥39,919,000
予 定 価 格 (税 込 み)	¥39,919,000-
随意契約によることとした理由	<p>本委託研究については、国土交通省水管理・国土保全局により設置された学識経験者等からなる下水道革新的技術実証事業評価委員会において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同会議において審査基準にもとづき審査された結果、令和2年5月、本研究課題及び委託先(株)エステム・帝人フロンティア(株)・積水アクアシステム(株)・(株)日新技術コンサルタント・田原市共同研究体)が選定されたものであり、令和4年3月に同会議で中間評価が行われ、研究の継続が妥当であると評価されたものである。なお、令和4年3月の中間評価結果等については、国土交通省ホームページ等で詳細に公表されている。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記委託先と随意契約するものである。</p>
業 務 場 所	茨城県つくば市旭1番地
業 種 区 分	-
履 行 期 間 (自)	令和4年5月25日
履 行 期 間 (至)	令和5年3月31日
落 札 率	-
再 就 職 の 役 員 の 数	-
備 考	